

税の申告受付が始まります

2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日は除く)

市民税・道民税の申告

申告会場と
受付時間
▼コミュニティプラザ(有明町南1)
午前9時30分から午後5時
▼北村・栗沢支所市民課市民係
午前9時から午後5時

申告が必要な方

平成19年1月1日現在、市内に住所があり、平成18年中に給与、年金、家賃等の収入があった方(年金収入のみの場合、65歳未満は102万円、65歳以上は152万円をそれぞれ超える方が、申告の対象となります)非課税所得(遺族年金・障害年金等)のみの方や所得のない方で次に該当する方

- 市の国民健康保険に加入している方
- 市の介護保険の被保険者(65歳以上の方)
- ただし、次の方は申告の必要がありません。
 - 所得税の確定申告書を提出する方
 - 給与所得のみで、支払者から給与支払報告書が市に提出される方(医療費や社会保険料、扶養などの所得控除を、追加で受けようとする場合は申告が必要)

○申告がない場合は、各種税の証明書を発行できないことや、国民健康保険料・介護保険料の軽減が受けられないことがあります。

○期間中は、市役所本庁での申告受付は行いません。

○コミュニティ西駐車場は、駐車時間が30分を超えることが有料になります。

問合せ 市税務課市民税係、北村・栗沢支所市民課市民係

所得税の確定申告

申告会場 岩見沢税務署(2東4) ☎22局0810(代表)
受付時間 午前9時から正午、午後1時から4時

申告が必要な方

事業をしている方や不動産収入のある方
一定の金額を超える公的年金、満期保険金等のある方
給与所得者で次に該当する方

- 給与の年間収入が2千万円を超える方
- 2か所以上から給与を受けている方
- 給与所得以外の所得が20万円を超える方

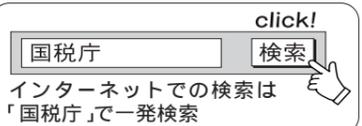
このほか、申告が必要な場合がありますのでお問い合わせください。

申告書は自分で書いてお早め!

申告期限間近になると、大変混雑します。申告書は「手引き」を参考に自分で作成して、税務署の窓口や送付で早めに提出しましょう。税務署の閉庁時に申告書を提出する方は、税務署の「文書收受口」に投函してください。

申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。

e-Tax(国税電子申告・納税システム)もご利用ください。



問合せ 岩見沢税務署個人課税第一部 ☎22局9456
岩見沢税務署資産課税部門 ☎22局9462

申告に必要なもの

印鑑

申告時間短縮のため、医療費などの領収書は、事前に各自で集計しておいてください。

給与や年金などの源泉徴収票(原本)
収入や必要経費を集計した書類(収支内訳書など)
各種所得控除の証明書(医療費・国民健康保険料・介護保険料・社会保険料・寄付金の領収書、国民年金保険料・生命保険料・損害保険料の控除証明書、障害者手帳・障害者控除対象者認定書など)
振込先口座番号(還付申告の場合)

要介護認定者の控除

障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の方でも、介護保険法の要介護認定者で、当該年度の12月31日現在の状態が、一定の基準に該当する方は、所得税と市・道民税の障害者控除を受けることができます。

要介護認定者が、必ずしも控除の対象になるとは限りません。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 市高齢・介護室介護保険係



個人事業税の申告

申告会場 空知支庁課税課(8西5)
受付時間 午前9時から午後5時

申告が必要な方

個人で事業をしている方
所得税の確定申告を行う方は、申告の必要がありませんが、年の中途で事業を廃止したときなどは、廃止の日から1か月以内に申告が必要です。

申告期限 3月15日(木)
問合せ 空知支庁課税課事業係 ☎20局0050

贈与税、個人事業者の消費税・地方消費税の申告

申告会場 岩見沢税務署(2東4)
受付時間 午前9時から正午、午後1時から4時

贈与税の申告

申告期限 3月15日(木)

問合せ 岩見沢税務署資産課税部門 ☎22局9462

個人事業者の消費税・地方消費税の申告

申告期限 4月2日(月)

問合せ 岩見沢税務署個人課税第一部 ☎22局9456

税金が戻る還付申告

確定申告をする義務のない方でも、還付申告をすると源泉徴収された所得税が戻ることがあります。

ローンにより住宅を取得した場合
医療費を一定額以上支払った場合
年の途中で退職し、再就職していない方
など

受付・問合せ 岩見沢税務署個人課税第一部 ☎22局9456

税理士会による還付申告の無料相談

日時 2月17日(土) 午前10時から午後4時
会場 まなみ(9西4)
対象 給与所得者、年金受給者等で医療費控除や住宅借入金等特別控除などの還付申告をする方や年末調整をしていない方

問合せ 北海道税理士会岩見沢支部(谷勲 税理士事務所内) ☎22局3158

平成19年度から税源移譲により市・道民税が変わります

詳しくは、今月号の折り込みパンフレットをご覧ください。